

# 奈良市公報

号外第12号

平成26年3月25日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規 則

- 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則等の一部を改正する規則..... 1

- 奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則..... 2

### 告 示

- 放置自転車等の保管..... 2

- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数..... 2

- 放置自転車等の処分..... 3

- 開発行為に関する工事の完了..... 3

- 放置自転車等の保管..... 3

- 一般競争入札の実施..... 3

- 配当計算書の公示送達..... 3

- 都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧..... 4

- 開発行為に関する工事の完了..... 4

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 4

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）..... 4

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出..... 5

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 5

- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧..... 6

- 一般競争入札の実施..... 6

- 放置自転車等の保管..... 6

- 住居番号の変更..... 6

- 奈良市議会定例会の招集..... 6

- 平成26年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領..... 6

- 平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領..... 10

- 平成25年度国民健康保険料督促状の公示送達..... 12

- 観光案内所の臨時休館等..... 13

- 一般競争入札の実施（2件）..... 13

- 放置自転車等の保管..... 13

- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定..... 14

- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出..... 14

- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙について

届出のあった候補者..... 14

○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）  
..... 14

○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）  
近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の無投票  
..... 15

### 公 営 企 業

○平成26年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査  
申請要領..... 15

○平成26年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査  
申請要領..... 18

### 教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催（2件）..... 21

○定例教育委員会の開催..... 21

### 農 業 委 員 会

○農地部会の招集..... 21

## 規 則

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第62号

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則等の一部を改正する規則

（奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部改正）

第1条 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則（昭和30年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5人」を「4人」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（奈良市表彰審査委員会規則の一部改正）

第2条 奈良市表彰審査委員会規則（昭和33年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第3条中「及び第2号」及び「それぞれ」を削り、「第3号」を「第2号」に改める。  
（奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正）

第3条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則（昭和42年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「第2条第5号」を「第2条第4号」

に改める。

(奈良市住居表示審議会規則の一部改正)

第4条 奈良市住居表示審議会規則（昭和40年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(奈良市名譽市民審議委員会規則の一部改正)

第5条 奈良市名譽市民審議委員会規則（昭和43年奈良市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(奈良市景観審議会規則の一部改正)

第6条 奈良市景観審議会規則（平成2年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年11月29日掲示済)

奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第63号

奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則

奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「10人以内」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 民生委員

(2) 社会福祉事業の実施に関係のある者

(3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者

(4) 教育に関係のある者

(5) 学識経験のある者

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市民生委員法施行細則の規定は、平成25年10月1日から適用する。

(平成25年11月29日掲示済)

## 告 示

#### 奈良市告示第765号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年11月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成25年11月18日掲示済)

#### 奈良市告示第766号

平成25年12月15日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申し出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告します。

平成25年11月18日

奈良市長 仲川元庸

記

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数

8人

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数

0人

3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数

4人

3 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の予備委員の数

<p>0人 (平成25年11月18日掲示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第767号</b></p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。</p> <p>平成25年11月19日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 処分の根拠 移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。</p> <p>2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>3 処分年月日 平成25年12月3日</p> <p>4 処分対象自転車等の移動年月日 平成25年5月9日、同月10日、同月16日、同月17日、同月21日、同月23日、同月25日、同月28日及び同月30日</p> <p style="text-align: right;">(平成25年11月19日掲示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第768号</b></p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成25年11月20日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成25年5月9日 奈良市指令都整開 第13A-9号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成25年11月20日 第1384号 公共施設 平成25年11月20日 第641号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市大和田町1164番3、1165番及び1166番の一部</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市三条大路五丁目2番61号 ウェルコンサル株式会社 代表取締役 井村昌司</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域 (1) 道路 奈良市大和田町1164番3の一部</p> <p style="text-align: right;">(平成25年11月20日掲示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第769号</b></p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し</p>	<p>たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成25年11月21日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成25年11月21日</p> <p>3 移動対象区域 J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略  (平成25年11月21日掲示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第770号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。</p> <p>平成25年11月22日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 件 名 奈良市立休日夜間応急診療所に係る電子カルテシステム運用サーバー等賃貸借 (2) 仕 様 「電子カルテシステム運用サーバー等賃貸借調達仕様書」のとおり (3) 賃貸借期間 平成26年3月1日から平成31年2月28日まで (4) 契約条項 「電子カルテシステム運用サーバー等賃貸借契約書（案）」のとおり (5) 納入期限 平成26年2月28日 (6) 納入場所 奈良市柏木町519番地の28 (新) 奈良市立休日夜間応急診療所</p> <p>以下省略  (平成25年11月22日掲示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第771号</b></p> <p>国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。</p> <p>なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。</p> <p>平成25年11月22日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 送達をすべき文書 配当計算書（謄本）</p> <p>2 送達を受けるべき者 省略  (平成25年11月22日掲示済)</p>
---	--

**奈良市告示第772号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業認可に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

## 1 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業 3・3・100号 西九条佐保線、  
3・3・6号 大宮通り線、3・2・100号 三条菅原線及び3・4・108号 大森高畠線

## 2 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成25年11月22日掲示済)

**奈良市告示第773号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

## 1 許可の年月日及び番号

平成25年8月20日 奈良市指令都整開 第13A-25号

平成25年11月6日 奈良市指令都整開 第13A-25-1号

## 2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成25年11月22日 第1385号

公共施設 平成25年11月22日 第642号

## 3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条町78番、79番、85番、86番・93番合併、94番2、94番3、94番4、99番2及び99番4

## 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町102-1

医療法人 康仁会 理事長 高比康臣

## 5 公共施設の種類、位置及び区域

## (1) 道路

奈良市六条町86番・93番合併の一部及び94番2の一部

## (2) 水路

奈良市六条町78番の一部及び79番の一部

(平成25年11月22日掲示済)

**奈良市告示第774号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

## 1 許可の年月日及び番号

平成25年8月20日 奈良市指令都整開 第13A-25号

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ナイスケア「桜」	奈良県奈良市鳥見町二丁目22-3	有限会社ナイスケアサポート	
新	ナイスケア「桜」	奈良県奈良市中山町1324-1	有限会社ナイスケアサポート	平成25年10月15日

(平成25年11月22日掲示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第775号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関	名称	所在地	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
自分薬局 中登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘3-2 ローレルスクエア登美ヶ丘東館II 102号		居宅 居宅療養管理指導	平成25年9月1日
株式会社ショーワ薬局	奈良県大和郡山市昭和町6-1			

自分薬局 西大寺	奈良県奈良市西大寺南町17 - 3 カーサ・ウェルネス101 号	居宅 居宅療養管理指導	平成25年11月1日
株式会社ショーワ薬局	奈良県大和郡山市昭和町6 - 1		

(平成25年11月22日掲示済)

## 奈良市告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成25年11月1日 平成25年11月1日
デイサービス「桜和」	奈良県奈良市中山町1324番地1		
有限会社 ナイスサポート	奈良県奈良市富雄北二丁目8-15		

(平成25年11月22日掲示済)

## 奈良市告示第777号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	利楽デイサービス奈良南袋	奈良県奈良市南袋町4	株式会社ヘルスケアグループ	
新	茶話本舗デイサービス奈良南袋亭	奈良県奈良市南袋町4	株式会社ヘルスケアグループ	平成25年10月1日
旧	利楽デイサービス奈良六条	奈良県奈良市六条二丁目4-8	株式会社ヘルスケアグループ	
新	茶話本舗デイサービス奈良六条亭	奈良県奈良市六条二丁目4-8	株式会社ヘルスケアグループ	平成25年10月1日

(平成25年11月22日掲示済)

## 奈良市告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月22日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成25年8月1日 平成25年8月1日
はぁ～と奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市西木辻町86番地1		
株式会社TOKAコーポレーション	奈良県奈良市西木辻町86番地1		

(平成25年11月22日掲示済)		以下省略 (平成25年11月25日掲示済)
<b>奈良市告示第779号</b>		<b>奈良市告示第781号</b>
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。		奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成25年11月25日		平成25年11月25日
奈良市長 仲川元庸		奈良市長 仲川元庸
1 地区計画等の種類 地区計画		1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 地区計画の名称 三条通地区地区計画		2 移動年月日 平成25年11月25日
3 地区計画の位置 奈良市三条町、油阪地方町、今辻子町、下三条町、上三条町、林小路町、角振町、角振新屋町、橋本町及び樽井町の各一部		3 移動対象区域 近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
4 地区計画の区域 別紙図面のとおり		以下省略 (平成25年11月25日掲示済)
5 地区計画の面積 約3.9ha		<b>奈良市告示第782号</b>
6 地区計画の原案の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課		奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項第1号の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。
7 地区計画の原案の縦覧期間 平成25年11月26日から同年12月10日まで		平成25年11月25日
8 地区計画の原案に対する意見の提出方法 この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成25年12月17日までに必着するように提出してください。		奈良市長 仲川元庸 以下省略 (平成25年11月25日掲示済)
(平成25年11月25日掲示済)		
<b>奈良市告示第780号</b>		<b>奈良市告示第783号</b>
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。		平成25年12月3日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。
平成25年11月25日		平成25年11月26日
奈良市長 仲川元庸		奈良市長 仲川元庸 (平成25年11月26日掲示済)
1 入札に付する事項		<b>奈良市告示第784号</b>
項目	概要	平成26年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。
	業務名称 奈良市宿泊施設及び宿泊者実態調査業務委託	平成25年11月26日
	業務内容 上記調査の実施、調査結果の集計・分析等	奈良市長 仲川元庸
	委託期間 契約締結の日から平成26年3月14日まで	平成26年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領
	契約形式 委託契約	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成26・27年度（26年度）において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等

に基づく本店を有する者) 及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成26・27年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成26年度のみの有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成25年2月に申請されなかった方です。

## 1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成24・25年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成24・25年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成24年4月～平成25年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 2 受付期間 平成26年2月17日(月)から同月28日(金)まで(土・日曜日を除く。)  
※送付分については、平成26年2月3日(月)から受付します。

- 3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

- 4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室  
<問い合わせ先>  
奈良市総務部契約室契約課  
電話番号 0742-34-4743

- 5 申請方法 (1) 市内業者は持参受付に限ります。

(2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。(送付受付は平成26年2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

## 6 送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部 契約室 契約課 工事入札担当

## 7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者  
2年間(平成26・27年度)
- (2) 市外業者  
1年間(平成26年度)

## 8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

## 9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。
- (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度総務部契約室契約課に変更届を提出してください。
- (6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (7) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (8) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

## 10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

## (1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

## &lt;市内業者&gt;（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第1号様式）
    - \* 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工及び造園工）については、最大3業種までの申請となります。
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
  - ③ 職員名簿（第5号様式）
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
  - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
  - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経営業務の管理責任者証明書〕（写し）
  - ⑦ 建設業許可申請書のうち、様式第八号(1)及び(2)〔専任技術者証明書（新規・変更）及び（更新）〕（写し）
  - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
  - ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
  - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑪ 納税証明書（写し）
    - ・法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの
    - ・個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
  - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成24・25年度分に係るもの）
  - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）
  - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑮ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）
  - ⑯ 調査票
  - ⑰ 誓約書
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

## &lt;準市内業者&gt;（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
  - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
  - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
  - ⑤ 営業所一覧表
  - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
  - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
  - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
  - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）
    - ・法人（その3）又は（その3の3）様式
    - ・個人（その3）又は（その3の2）様式
  - ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑫ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）
  - ⑬ 調査票
  - ⑭ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

- (2) 測量・建設コンサルタント等
1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
  2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
  3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）  
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・市内業者及び準市内業者  
法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの  
個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
  - ・市外業者  
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）
    - ・法人（その3）又は（その3の3）様式
    - ・個人（その3）又は（その3の2）様式

- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成24・25年度分に係るもの）
  - ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
  - ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑭ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）
  - ⑮ 調査票
  - ⑯ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

### (3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
  - ② 取扱品目一覧表
  - ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
  - ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
  - ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
  - ⑥ 納税証明書（写し）
    - ・市内業者及び準市内業者
      - 法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの
      - 個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
    - ・市外業者
      - 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）
      - 法人（その3）又は（その3の3）様式
      - 個人（その3）又は（その3の2）様式
  - ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成24・25年度分に係るもの）
  - ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
  - ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
  - ⑩ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）
  - ⑪ 調査票
  - ⑫ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

以下省略

(平成25年11月26日掲示済)

**奈良市告示第785号**

平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成25年11月26日

奈良市長 仲川元庸

平成26年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成26年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書

(物品購入等)を提出してください。

- 1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格
  - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 平成24年・25年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合、平成23年・24年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
  - (3) 平成24・25年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
  - (4) 法令等の規定により営業に關し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において當該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
  - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
  - (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者  
イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者  
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者  
オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 2 受付期間及び時間

## (1) 受付期間

市内業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年12月9日（月）～平成25年12月20日（金）</li> <li>平成26年2月17日（月）～平成26年2月28日（金）</li> </ul> <p>※土曜・日曜を除く。</p>
準市内業者 市外業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年12月2日（月）～平成25年12月20日（金）</li> <li>平成26年2月3日（月）～平成26年2月28日（金）</li> </ul> <p>※土曜・日曜、祝日を除く。</p>

※準市内業者…奈良市内に支店又は営業所を有する業者

## (2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

## 3 受付場所及び申請方法

## (1) 受付場所

- 平成25年12月9日（月）～平成25年12月20日（金）  
は奈良市役所庁舎北棟5階契約課内（持参受付の方のみ）
- 平成26年2月17日（月）～平成26年2月28日（金）

別表第1

## 提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式の1) (第2号様式の2)	○	○	

は奈良市役所庁舎北棟4階第18会議室（持参受付の方のみ）

＜問い合わせ先＞ 奈良市総務部契約室契約課  
電話番号 0742-34-4743

## (2) 申請方法

市内業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、持参申請でのみ受けます。  
準市内・市外業者……………別表第1の書類をクリアファイルに入れ、送付申請でのみ受けます。  
(送付受付は、受付期間最終日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

## 4 送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所総務部契約室契約課 物品入札担当

## 5 登録有効期間

1年間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

## 6 その他留意事項

- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、原則1年間入札参加を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

3	契約実績調書 (第3号様式の1) (第3号様式の2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	年間販売高・契約実績は過去2年間について記入してください。
4	資格(技術)者等調書 (第4号様式の1) (第4号様式の2)	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	営業に關し、免許・許可・登録・認可等を要する方は、様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
例-警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録・院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等				
5	使用印鑑届 (第5号様式)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (第6号様式)	<input type="triangle"/>		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注) 委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 (第7号様式)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	あらかじめ、所在地・商号又は名称・代表者氏名を記入しておいて下さい。
8	印鑑証明書(原本)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法人…法務局、個人…市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	<input type="radio"/>		法務局が証明するもの
10	納税証明書(写し可)  *市内業者・準市内業者 ・市・県民税…2年分 (法人は法人市民税) ・固定資産税…2年分  *市外業者 ・個人…所得税 (その3又はその3の2) ・法人…法人税 (その3又はその3の3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人・法人 平成24・25年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分)及び固定資産税(市民税課で証明)  税務署で証明 e-tax電子納税証明書可 (CDで提出)
	納付証明書(写し可)  *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料…2年分		<input type="radio"/>	個人 平成24・25年度分の国民健康保険料(平成25年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
11	調査票	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

- (注) • ○印は、必ず提出するもの。  
 • △印は、必要な方のみが提出するもの。  
 • 提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。

以下省略

(平成25年11月26日掲示済)

## 奈良市告示第786号

平成25年度国民健康保険料督促状第1期分、第2期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において

準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年11月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

期別	発送年月日	納期限												
平成25年度督促状 第1期	平成25年7月19日	平成25年8月2日												
平成25年度督促状 第2期	平成25年8月20日	平成25年9月3日												
2 この公示送達により変更した後の納期限 平成25年12月12日														
2 送達を受けるべき者 別紙公示送達名簿に記載														
別紙省略														
	(平成25年11月26日掲示済)													
<b>奈良市告示第787号</b>														
奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。														
平成25年11月25日 奈良市長 仲川元庸														
1 休館日		以下省略 (平成25年11月27日掲示済)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市近鉄奈良駅観光案内所</td><td>平成25年12月29日</td></tr> <tr> <td>奈良市JR奈良駅観光案内所</td><td>平成25年12月30日</td></tr> <tr> <td>奈良市総合観光案内所</td><td>平成25年12月29日</td></tr> <tr> <td>奈良市観光センター</td><td>平成25年12月30日</td></tr> </tbody> </table>			施設名	休館日	奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成25年12月29日	奈良市JR奈良駅観光案内所	平成25年12月30日	奈良市総合観光案内所	平成25年12月29日	奈良市観光センター	平成25年12月30日		
施設名	休館日													
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成25年12月29日													
奈良市JR奈良駅観光案内所	平成25年12月30日													
奈良市総合観光案内所	平成25年12月29日													
奈良市観光センター	平成25年12月30日													
2 開館時間の変更 平成25年12月31日及び平成26年1月1日の開館時間を次のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>開館時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市近鉄奈良駅観光案内所</td><td>平成25年12月31日 午後5時から午後12時まで 平成26年1月1日 午前0時から午前6時まで 及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)</td></tr> <tr> <td>奈良市総合観光案内所</td><td></td></tr> </tbody> </table>			施設名	開館時間	奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成25年12月31日 午後5時から午後12時まで 平成26年1月1日 午前0時から午前6時まで 及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)	奈良市総合観光案内所							
施設名	開館時間													
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成25年12月31日 午後5時から午後12時まで 平成26年1月1日 午前0時から午前6時まで 及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)													
奈良市総合観光案内所														
(平成25年11月25日掲示済)														
<b>奈良市告示第788号</b>														
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。														
平成25年11月27日 奈良市長 仲川元庸														
1 入札に付する事項		以下省略 (平成25年11月27日掲示済)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務名</td><td>「奈良市観光マップ」広告掲載業務</td></tr> <tr> <td>業務内容</td><td>首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーン、奈良市観光協会、市内の観光施設や観光案内所、奈良市東京観光オフィス、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光マップの裏表紙に、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。</td></tr> <tr> <td>委託期間</td><td>契約日から平成26年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>業務場所</td><td>奈良市内</td></tr> <tr> <td>契約形式</td><td>委託契約</td></tr> </tbody> </table>			項目	概要	業務名	「奈良市観光マップ」広告掲載業務	業務内容	首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーン、奈良市観光協会、市内の観光施設や観光案内所、奈良市東京観光オフィス、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光マップの裏表紙に、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。	委託期間	契約日から平成26年3月31日まで	業務場所	奈良市内	契約形式	委託契約
項目	概要													
業務名	「奈良市観光マップ」広告掲載業務													
業務内容	首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーン、奈良市観光協会、市内の観光施設や観光案内所、奈良市東京観光オフィス、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光マップの裏表紙に、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。													
委託期間	契約日から平成26年3月31日まで													
業務場所	奈良市内													
契約形式	委託契約													
<b>奈良市告示第790号</b>														
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し														

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年11月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成25年11月28日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年11月28日掲示済)

**奈良市告示第791号**

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成25年11月28日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託

(2) 実施場所及び募集団体数

①実施場所：奈良市保健所・教育総合センター2階  
子育て親子交流スペース

②住所：奈良市三条本町13番1号

③募集団体数：1団体

(3) 事業内容

地域子育て支援センター事業の実施

(4) 委託料

委託料は、以下のとおりとする。

委託料の上限：金6,550,000円

(5) 委託期間

平成26年7月1日から平成27年3月31日まで

以下省略

(平成25年11月28日掲示済)

**奈良市告示第792号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名

医療機関の名称

医療機関の所在地

診療科目及び障害名

辞退年月日

小林厚

市立奈良病院

奈良市東紀寺町一丁目50番1号

内科

(呼吸器機能障害)

平成24年12月31日

(平成25年11月29日掲示済)

**奈良市告示第793号**

平成25年12月15日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、下記のとおりであるので、同条第5項の規定により公告します。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

記

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

住所 奈良市青野町70番地

氏名 上田明

住所 奈良市西大寺南町1番38号

氏名 森田裕之

住所 奈良市横領町407番地の1

氏名 今中脩雄

住所 奈良市菅原町199番地の5

氏名 西上晴樹

住所 奈良市西大寺南町1番19号

氏名 管理組合法人 エクセルハイツ西大寺駅前

住所 奈良市西大寺芝町一丁目3番8号

氏名 岡本博

住所 奈良市菅原町533番地

氏名 梅森朔夫

住所 奈良市菅原町517番地

氏名 吉松道雄

(平成25年11月29日掲示済)

**奈良市告示第794号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関

名称

所在地

開設者

名称

主たる事務所の所在地

施設又は実施する事業の種類

指定年月日

認知症対応型デイサービス こと音	奈良県奈良市朱雀一丁目7 -15	地域密着型 認知症対応型通所介護	平成25年11月1日
株式会社 ナレッジハンズ ケアサービス	奈良県奈良市朱雀一丁目7 -15		

(平成25年11月29日掲示済)

**奈良市告示第795号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日		
名称	所在地				
開設者					
名称	主たる事務所の所在地				
福祉用具めいび奈良支店	奈良県奈良市佐保台西町98 番地コートヒルズA101号 室	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成25年10月1日 平成25年10月1日 平成25年10月1日 平成25年10月1日		
有限会社 マットシ	奈良県磯城郡三宅町石見450 番地の4				

(平成25年11月29日掲示済)

**奈良市告示第796号**

平成25年12月15日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わないことを公告します。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

(平成25年11月29日掲示済)

**公 営 企 業****奈良市水道局告示第51号**

平成26年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成25年11月26日

奈良市水道事業管理者

池田 修

平成26年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成26・27年度（26年度）において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年11月29日

奈良市長 仲川元庸

市内業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、平成26・27年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、平成26年度のみの有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成25年2月に申請されなかった方です。

## 1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成24・25年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成24・25年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成24年4月～平成25年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないもの
  - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与し

<p>ている者</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していいる者</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>2 受付期間 平成26年2月17日（月）から同月28日（金）まで（土曜日・日曜日を除く） ※送付分については、平成26年2月3日（月）から受付します。</p> <p>3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時</p> <p>4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室 &lt;問い合わせ先&gt;奈良市水道局 業務部経理課入札係 電話番号 0742-34-5200（代表）</p> <p>5 申請方法 (1) 市内業者は持参受付に限ります。 (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。（送付受付は平成26年2月28日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）</p> <p>6 送付先 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局 業務部経理課入札係</p> <p>7 登録有効期間 &lt;市内業者&gt;（市内に建設業法に基づく本店を有する者）</p>	<p>(1) 市内業者・準市内業者 2年間（平成26・27年度） (2) 市外業者 1年間（平成26年度）</p> <p>8 有資格者の決定 資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。</p> <p>9 その他留意事項 (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。 (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。 (3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。 (4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。 (5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度業務部経理課に変更届を提出してください。 (6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載） (7) 提出いただいた入札参加資格申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。 (8) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。</p> <p>10 提出書類 次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。 (1) 建設業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者</p>
<p>① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式） ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの） ③ 職員名簿（第5号様式） ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し） ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し） ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号〔経営業務の管理責任者証明書〕（写し） ⑦ 建設業許可申請書のうち、様式第八号(1)及び(2)〔専任技術者証明書（新規・変更）及び（更新）〕（写し） ⑧ 建設業許可通知書又は証明書（写し） ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの） ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ） ⑪ 納税証明書（写し） 　　・法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの 　　・個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの</p>	

- ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成24・25年度分に係るもの）
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）
- ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑮ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑯ 調査票
- ⑰ 誓約書

\* 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成24年10月1日から平成25年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
  - （e-tax電子納税証明書可。C Dで提出）
  - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
  - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑬ 調査票

⑯ 誓約書

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

## (2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築土法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）

5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）

6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

&lt;市内業者・準市内業者・市外業者共通&gt;

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。

## ⑥ 営業所一覧表

- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

## ⑩ 納税証明書（写し）

## ・市内業者及び準市内業者

法人 平成24・25年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係るもの

個人 平成24・25年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

## ・市外業者

法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）

（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）

法人（その3）又は（その3の3）様式

個人（その3）又は（その3の2）様式

## ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成24・25年度分に係るもの）

## ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成24年4月～平成25年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）

## ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

## ⑭ 労働保険料納付済証明書（労働局等で証明されたもの）（雇用・労災）（写し）（直近のもの）

## ⑮ 調査票

## ⑯ 誓約書

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

以下省略

(平成25年11月26日掲示済)

## 奈良市水道局告示第52号

平成26年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成25年11月26日

奈良市水道事業管理者  
池田修

## 平成26年度奈良市水道局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成26年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格
- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 平成24・25年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
  - (3) 平成24・25年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。（市内個人業者）
  - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
  - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
  - (6) 次のいずれにも該当しないもの
    - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（當時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
    - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
    - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
    - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受付期間及び時間
- (1) 受付期間

市内業者	①平成25年12月9日（月）から同月20日（金）まで ②平成26年2月17日（月）から同月28日（金）まで ※土曜日・日曜日を除く。
準市内業者 ・市外業者	①平成25年12月2日（月）から同月20日（金）まで ②平成26年2月3日（月）から同月28日（金）まで ※土曜日・日曜日・祝日を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店又は営業所を有する業者

- (2) 受付時間  
午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
  - (1) 受付場所
 

平成25年12月9日（月）～平成25年12月20日（金）  
は奈良市水道局1階経理課（持参受付の方のみ）

平成26年2月17日（月）～平成26年2月28日（金）  
は奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室（持参受付の方のみ）

<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課  
電話番号 0742-34-5200（代表）
  - (2) 申請方法
    - ① 市内業者は、持参申請でのみ受け付けます。
    - ② 準市内業者及び市外業者は、送付申請でのみ受け付けます。  
(送付受付は、受付期間最終日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)  
※準市内業者とは、支店・営業所を市内に有する方です。
- 4 送付先  
〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局業務部経理課入札係
- 5 登録有効期間  
1年間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
- 6 その他留意事項
  - (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
  - (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
  - (3) 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
  - (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
  - (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、原則1年間の入札参加を留保します。
  - (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
  - (7) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載又は業務部経理課窓口にありますが、送付でのお取り寄せはできません。
  - (8) 提出いただいた入札参加資格申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

別表第1

## 提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書（物品購入等） 様式第1号	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 様式第2号の1 様式第2号の2	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 様式第3号の1 様式第3号の2	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 様式第4号の1 様式第4号の2	△	△	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。  例－警備業法（昭和47年法律第117号）による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。
5	使用印鑑届 様式第5号	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 様式第6号	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合は提出してください。 (注) 委任事項を限定するときは、委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 様式第7号	○	○	あらかじめ、住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	課税状況の報告を求めるとの同意書 様式第8号	○	○	
9	印鑑証明書（原本）	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
10	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの
11	納税証明書（写し可） *市内業者（本市に納税義務を有する者）及び準市内業者（市外業者で市内に支店・営業所を有するもの） ・市・県民税(法人市民税)（直近2箇年分） ・固定資産税（直近2箇年分） *市外業者（国税） 個人・・・所得税（その3又はその3の2） 法人・・・法人税（その3又はその3の3）  納付証明書（写し可） *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料（直近2箇年分）	○	○	個人・法人 平成24・25年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成25年度分が確定していない場合は、平成23・24年度分）及び固定資産税（市民税課で証明）  (税務署で証明) e-tax電子納税証明書可 (CDで提出)

12	調査票 様式第9号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
13	誓約書 様式第10号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(注) • ○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 • △印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 • 番号10・11の書類については、複写を認めます。 • 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。				

以下省略

(平成25年11月26日掲示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第20号

平成25年11月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年11月18日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

#### 1 日 時

平成25年11月19日（火）

午後4時から

#### 2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

#### 3 会議に付すべき事件

その他

(1) 第三者委員会の報告書及び今後の対応について  
傍聴受付は、開催日の午後3時00分から午後3時50分までです。定員は10名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年11月18日掲示済)

### 奈良市教育委員会告示第21号

平成25年11月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年11月25日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

#### 1 日 時

平成25年11月26日（火）

午前10時から

#### 2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

#### 3 会議に付すべき事件

その他

(1) 第三者委員会の報告書及び今後の対応について  
傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は10名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年11月25日掲示済)

## 奈良市教育委員会告示第22号

平成25年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年11月27日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

#### 1 日 時

平成25年12月2日（月）

午前10時から

#### 2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

#### 3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成25年度12月補正予算要求内示について
- (2) 平成26年度予算要求について
- (3) 平成26年4月県費負担教職員人事異動方針について
- (4) 市長専決処分の報告について
- (5) 平成25年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について
- (6) 奈良市地域教育推進事業第3回「交流の集い」について
- (7) 平成25年度奈良市教育相談運営協議会委員の委嘱又は任命について

議事

議案第75号 平成26年4月市費教職員人事異動方針について

議案第76号 平成26年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第77号 公民館の臨時休館について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 11月～12月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成25年11月27日掲示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成25年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭

和32年奈良市農業委員会告示第4号) 第3条第1項の規定により告示します。

平成25年11月29日

奈良市農業委員会  
農地部会長 岡田嘉文

1 日時

平成25年12月6日(金) 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(11月専決処理分)
- (5) 水田利用転換届出について(11月専決処理分)
- (6) 水田・畑地造成形質変更届出について(11月専決処理分)
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
- (8) 知事許可について(11月許可分)
- (9) 非農地証明について(11月分)

(平成25年11月29日掲示済)